



Kobe Shoin Women's University Repository

Title	日本聖公会における女性の奉仕職と職制 The Ministry of Women and Order in Nippon Sei Ko Kai
Author(s)	三木 メイ (May Miki)
<i>Citation</i>	キリスト教論藻 (KIRISUTOKYO RONSO) Bulletin of the Institute for Research of Christian Culture, No.31 : 33-49
Issue Date	1999
Resource Type	Bulletin Paper / 紀要論文
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

日本聖公会における女性の奉仕職と職制

三 木 メ イ

1. はじめに

日本聖公会は、約12年間にわたる論議の末、1998年5月26～28日に開催された第51定期総会において、法規第2章第2条（司祭志願の要件）の「満24才以上の男であること」という条文から「男であること」を削除する議案を可決し、女性にも男性と等しく司祭および主教となる道を開くこととなった。同時に、女性の司祭が実現することによって起こってくる問題に対応するためのガイドラインも、この総会で可決された⁽¹⁾。このガイドライン設定の主な目的は、女性の司祭按手に反対する聖職、信徒への配慮であり、各個教会および各個教区として女性の司祭に反対する決議をして公式に表明することも許されている。つまり、この条項の法規改正に限って、総会の決定を受け入れられないという聖職、信徒を容認する内容が含まれているのである。ただし、このガイドラインは総会ごとにその内容を変更することが可能なことも確認されており、今後どのように改訂していくか不明である。とにかく、法規上は女性も男性と等しく叙任の奉仕職（執事、司祭、主教⁽²⁾）につくことができるようになったのであるが、実際的には、女性の司祭の場合はその聖職位を拒否される可能性を覚悟しなくてはならないという男性とは異なる重荷を背負った上で按手を受け、職務につかねばならないのが現状である。

このような厳しい状況にも関わらず、この総会后すぐに3名の女性の執事から司祭志願が提出され、司祭試験が行われた。日本聖公会史上初めての女性の司祭按手式は、1998年12月12日に中部教区名古屋聖マタイ主教座聖堂に

において執行され、洪川良子執事が司祭となった。続いて、1999年1月6日に東京教区聖アンデレ主教座聖堂において山野繁子執事と笹森田鶴執事が司祭接手を受け、それぞれ司祭として教会の聖餐式の執行を行い、牧師補または神学院の教員としての職務についている。

上記のように、日本聖公会の女性の奉仕職の職制は現在、少なくとも法規の上では男性と同等の職制の中に位置づけられている。しかし、ここにいたるまでの日本聖公会の約百十一年の歴史の中で、教会における女性の奉仕職は男性とは異なる位置づけがなされてきた。その職制についての法規の変遷をたどり、これまでの女性の奉仕職(特に婦人伝道師および女執事)がその性別ゆえにどのように職務の領域と対象と内容を限定されてきたかを検証する。

2. 日本聖公会法規に見る女性の奉仕職

(1) 女執事(じょしつじ)制度について

日本聖公会法憲法規は、1887年(明治20年)2月の日本聖公会第一総会においてその原案が提出され、それによって日本聖公会は組織成立することとなった。その草案は、日本伝道のために本国より派遣されてきていた、ウィリアムズ⁽³⁾主教(米国聖公会)とピカステス⁽⁴⁾主教(英国聖公会)によって起草された。この時の法規には、「第一章 聖職志願」「第二章 聖職候補」「第三章 聖職試験」「第四章 聖職接手」「第五章 傳道師」というように、接手される聖職(特に執事と司祭⁽⁵⁾)と信徒の奉仕職である伝道師についての条項があるが、その文面には男女の性別を特定する言葉は見られない。それは、これらの奉仕職が「男性のみ」を対象とする職務であることが、明記するまでもなく当然のことと考えられていたからであろう。その後、法規はおよそ2~3年に一度開催された総会に出席した主教議員、および聖職代議員と信徒代議員によって改正が審議、決定されてきた。聖職に関する法規において性別が「男子であること」と明記され始めたのは、おそらく1947年(昭和22年)の第22総会から1950年(昭和25年)の第23総会にかけて行われた大幅な

法規改正作業においてであろうと思われる。¹⁶⁾

日本聖公会総会において、女執事制度に関して最初に議案が提出されたのは、1891年（明治24年）第3総会である。

第3総会議決録 法規議案 (43頁)

「第31 女執事の任命及職務に係わる法規を編纂する委員を設け其編纂したる法規を次回の總會に提出せしむること 可決」

この女執事制度の導入の提案者は不明である。ピカステス主教かあるいは他の外国人宣教師である可能性が高い。「女執事に係わる法規編纂委員」として「ページ、今井壽道、嶋田乙麿」の名が記されているが、次回の第4総会の委員会報告ではピカステス主教が委員に加わっている。この頃英国聖公会、米国聖公会で女執事の按手が行われ始めていた。

次回総会で、この委員会が提案した女執事に関する法規改正案は以下のとおり。

1894年（明治27年）日本聖公会第4総会議決録
議案（法規の部）

○女執事に関する法規委員の報告を受くること。 (6頁)
(巻末報告之部參看)

修正 來總會迄審議を延期する事。 可決。

○女執事に係わる法規編纂委員報告 (32頁)

委員等は左の如く法規第七章に追加するの至當なるを認めて之れを報告す。

- (一) 第五章の下「命職なき云々」の數字の上に「女執事及び」の五字を加ふること
- (二) 全章第六條を全廢し之れに代ゆるに左の五項を以つてすること。第六條女執事に關する規定を設くること左のごとし。
- (三) 獨身の婦女にして信仰の品性を具へ女執事の職に適したる日本聖公會の令聞ある受聖餐者たる者は祈禱及び按手によりエピスコポよ

り女執事に任命さるるを得べし

- (二) 年齢少くとも廿五年以上にして日本聖公會のプレシヒテロ二名及び受聖餐者六名（内三名は婦人たるべし）より適任者なりと證明書に調印せざれば何人も女執事に任命さるるを得ず
- (三) 女執事は一會師の配下に屬して私宅及聖成せざる建物の内にて婦女及小兒を教講し又婦人殊に貧しき者を訪問し病者を看護すべし
- (四) 女執事を任命するときエписコポは其附屬すべき會師及服務すべき場所を示定したる認可状を授與すべし
- (五) 一會師の配下に在て婦女子間に宗教上の務を爲し居る者はエписコポより之れか爲に認可状を受ることを得べし

右報告致候也⁽⁷⁾

この委員会の法規改正案の「女執事」は、すでに法規に定められていた執事とも伝道師とも異なる位置づけと職務が規定されている。主教（エписコポ）より「按手」を受ける点では、聖職である執事と同じであるが、聖職試験や神学教育に係わる規定がない。職務内容は、個人の住宅や聖別されていない建物の中でのみ女性と子供に教えることと、女性と貧しい人を訪問したり、病気の人の看護をすることに限定されている。認可された伝道師(男性)の職務については最初の法規から教会の礼拝を執行し講話をすることができるとされていたのと比べると職務の領域と対象の限定に大きな違いがある。

第4総会では、この法規改正案は審議されず、次回の総会まで審議を延期することが可決されている。しかし、1896年（明治29年）の第5総会議決録には、「女執事ニ關スル報告ノ決(延期)」と記されており、決議されていない。

女執事の問題が積極的な形で総会に浮上してくるのは、それから約24年後の1920年（大正9年）第13総会においてである。

日本聖公会第13総会議決録

○決議第拾九號 女執事ニ關スル件

(67頁)

女執事ヲ立ツル必要ノ場合ニハ之ヲ立ツルコトヲ得
其規則ノ制定ハ諸監督ニ一任スルコト

1923年(大正12年) 第14総会において女執事に関する法規がようやく制定
された。

日本聖公会第14総会議決録 (46~48頁)

○決議第十四號 女執事の件

女執事ニ關スル法規を左の如ク制定スルコト

第一條 女執事トナラントスル者ハ左ノ資格ヲ要ス

第一 年齢滿三十歳以上ノモノ

第二 獨身又ハ寡婦タルモノ

第三 五年以上聖公會に在リテ令聞アル受聖餐者タルモノ

第四 聖書、祈禱書、信經、教會史、教會政治、證據論の大意に
通ズルモノ

第五 二年以上傳道又ハ教會ノ事業ニ従事セルモノ、但監督ハ其
年限を短縮スルコトヲ得

第二條 女執事ヲ志願スルモノハ志願書ニ履歷書、戸籍謄本、健康
信斷書並ニ長老一名、受聖餐者六名(内三名以上婦人タルベ
シ)ノ署名捺印セル證明書ヲ添ヘテ監督及ビ常置委員ヘ差出
スベシ

第三條 常置委員ハ右の願書ヲ受ケタル後第三章第四條ノ手續ヲ準
用スベシ

第四條 監督ハ常置委員ノ推薦ヲ受ケタル時志願者の資格ヲ調査シ
適當ト認ムル時ハ時日ヲ定メテ任命式ヲ行フベシ

第五條 女執事ハ監督ノ定メタル長老ノ管理ノ下ニ傳道慈善若クハ
教會ノ事業ヲ行フベシ

第六條 女執事ニシテ他地方部ニ轉任スル場合ニハ法規第四章第十
條ヲ準用ス

第七條 女執事ハ結婚スル時ハ其ノ職ヲ失フモノトス

第八條 女執事ヲ懲戒免職ニ處シタル時ハ監督ハ之ヲ各監督ニ通知
スベシ

○附帯決議

女執事任命式ハ諸監督ノ立案ヲ乞ヒ祈禱審査委員ノ審査ヲ經テ之
ヲ公布スルコト

この法規においては、「按手」の文字は消え、「任命式」を行うとなっている。「按手式」を行うのは三聖職位（執事、司祭、主教）の場合に限られており、伝道師（男性）には認可式を行うこととなっているので、女執事の任命式は、この奉仕職の位置づけの独自性を示すものといえよう。¹⁹⁾職務内容については、伝道、慈善、教会の事業を行うとあるが、礼拝の司式ができないことや女性や子供のみ²⁰⁾に教えて男性には教えることがゆるされていない点では最初の法規改正案と変わりなかったと思われる。それは、1950年（昭和25年）第23総会で改正された法規にもっと明確に示されている。女執事の資格として年齢が30歳以上で夫がないこと等は同じであるが、聖書や祈禱書等の試験を行うことになっている。そして、試験の後については、以下の規定がある。

第五十二條 前條の試験に合格したとき教区主教は女執事任命式を行い
叙任書を授与する

第五十三條 女執事は第廿二條に準じて任命書を受け其の所属司祭を補
佐して婦人と小兒を教え、慈善の事を取扱い教会の礼拝用具に関する
務めを行う

上記の法規では、女執事は任命式の後「叙任書」を授与されるとあるが、これは他のどの奉仕職の規定にもない独自の名称である。聖職按手の場合は、按手式後「按手の証」が与えられ、伝道師は認可式後に与えられるのは認可状である。任命書が女執事に与えられるのは、聖職が特定の任務に就く（教会への赴任等）場合と同じである。女執事の位置づけは、伝道師よりも聖職に近いのかもしれないが、その職務内容は後述する婦人伝道師と同じく

かなり限定されたものであった。女執事任命式⁽¹⁰⁾の式文の中には「御言葉と聖奠をつかさどる聖職を助くるものなれば、なんじらその責任のいかに重きかを熟考したるか」という言葉はあるものの、礼拝に関してはそれに使う用具—聖餐式で使用する聖杯や布類等—の管理や準備をする務めのみに限定する法規があるのであるから、司式はもちろん礼拝中の祭壇奉仕（サーバー）をすることさえ前提にはなかった可能性は濃い。女性と子供を教えるとは、婦人会や日曜学校では信仰の道を教えてもいいということであろう。

この女執事の職位は、本来新約聖書の記述を根拠としてたてられたものとされる。女執事任命式⁽¹¹⁾の式文の中に以下の文章が記されている。

兄弟よ、我らの救い主イエス＝キリスト、肉体となりて世にいましめるとき、主に仕えたる多くの女たちあり。よみがえりたまえる後にも、主は彼らをしてこの喜びのおとずれを弟子たちに告げ知らせたまえり⁽¹²⁾。また、聖パウロは福音のために我らとともに務めたる女たちを助けよとピリピびとに書きおくり⁽¹³⁾、ロマびとにはケンクレヤの教会の執事なる我らの姉妹フィベをなんじらに薦むと言いおくれり⁽¹⁴⁾

これによりて、女執事の職務につき聖公会の法規に定められたところは、司祭の指示をうけて病める者を訪ね、貧しき者を助け、女とこどもとに信仰の道を教え、御国を広むることなり。この人々はかかる職務に任ぜられんためにここにきたれるなり

日本以外の聖公会での女執事制度についての詳細は不明であるが、“Women Priest : Yes or No ?”⁽¹⁵⁾の年表によるとその始まりについては以下の通りである。

1862年 ロンドン主教が接手することによって女執事の叙任を行い、聖公会に女執事という古代からの聖職位が復興される。

1885～1887年 アラバマとニューヨークの主教たちが接手によって女執事を叙任する

1889年 米国聖公会総会は法規によって、女執事の独自性を承認する。

1919年 女執事の職務を再考させるため、カンタベリー大主教によって任命された委員会の報告書 The Ministry of Women が英国で出版される。

1920年 ランベス会議（10年ごとに開催される全聖公会主教の定例会）は、女執事の按手は彼女に聖職位を授けることであると決議する。

日本ではこの1920年に女執事を立てることを総会で決定している。しかし、1930年のランベス会議は、女執事は聖職位に入るという見解を撤回したのである。その後は、英・米の聖公会の女性の聖職按手に対する否定的な見解や対応が見られる。しかし、1960年代後半になって、女性の聖職按手の問題が司祭、執事の職位も含めて積極的に研究されるようになり、肯定的な傾向が現れ始めるのである。1968年ランベス会議では、かつて撤回された1920年の声明が部会報告で再確認され、女執事の任命は執事職に属するものであると宣言することが決議されている。¹⁶¹ 1970年、米国聖公会総会は、女執事は執事職の中にあることを宣言し、女執事に関する法規を、女性が男性と同じ規定によって執事に按手されることを許可するように改正した。

日本聖公会においては、1977年第34総会後第1回常議員会によって法規改正案の試行が決議されたことによって、執事と伝道師に関する法規は男女とも同じ規定となり、この時に女執事制度は廃止になったのである。翌年1978年に婦人伝道師であった渋川良子さんが女性として初めて執事按手を受けて聖職となったのであるが、この時には女性が聖職になることについての議論がほとんどなされておらず、反対運動も起こっていない。

女執事制度は日本聖公会法規に制定されてから廃止まで約54年間存在した。しかし、不思議なことに実際に日本で女執事任命式が行われたり、その職務に誰がついたかという記録が現在のところ見当たらない。もし、女執事が任命されていたとしてもかなり少数だったのではないかと推察される。¹⁷¹ 教会で実際に伝道活動や教会の事業に従事してきた女性の奉仕職のほとんどは、次に記述する「婦人伝道師」と呼ばれる職務についていたのである。

(2) 法規における婦人伝道師の職務

まず、1897年（明治30年）の聖公会略暦に掲載されている法規中に女性の信徒の奉仕職に関する条項がある。それは、第7章 伝道師の第7条として記されている。

第七條 受聖餐者たる婦人にして第二條上三項の資格を具へ監督の撰びたる試験に及第するものは長老の管理に従ひ婦人を訪問し、病者を看護し、また聖別せざる場所に於て道を教ゆるの認可を受くることを得べし

ここに記された職務は、先に述べた第4総会（1894年）で法規委員が提出した法規改正案の女執事の職務とよく似ており、聖別していないところつまり礼拝堂の外で信仰の道を教えて、女性を訪問し病気の人を看護することである。ただし、年齢や独身などの条件が提示されていないのと、試験が行われること、そして教える対象を女性と子供に限定していない点が相違している。これがおそらく事実上の婦人伝道師の規定の始まりだと考えられる。

「婦人伝道師」という言葉が法規に登場したのは、1902年（明治35年）の第7総会後からである。この条項も第5章の伝道師に含まれている。男性であることが前提であった「伝道師」および「伝道師試補」と「婦人伝道師」との位置づけや職務の違いは、この法規においてはそれほど大きくないように見うけられる。ただし、礼拝の司式を行うことができるのは、伝道師と伝道試補に限られている。1903年(明治36年)の法規の伝道師の条項は以下のとおり。

1903年（明治36年）聖公会略暦

日本聖公会法憲法規 第五章 傳道師

第一條 傳道師の認可を受けんとする者は左の資格を要す

第一 年齢滿廿年以上の者

第二 二年以上聖公會に在て令聞ある受聖餐者たる者

第三 聖書、日本聖公會祈禱書、信經、教會史、教會政治、證據論の大意に通ずる者

第二條 志願者は志願書に履歷書并に所屬教會長老及委員三分の二

以上若くは受聖餐者三名の連署せる證明書を添へ監督及常置委員へ各一通を差出す可し

第三條 常置委員は右の志願書を受たる後第三章第四條の手續を準用す

第四條 監督は常置委員の推薦を受けたるとき志願者の資格を調査し適當と認るときは時日を定め認可式を行ふ可し

第五條 第六章第四條の手續を経たる傳道師は假牧師たることを得べし

第六條 志願者にして第一條第三項に掲げたる學力不充分なるときは監督は之を傳道師試補に任じ信徒を教訓し、未信徒に傳道する認可を與ふることあるべし

第七條 傳道師傳道師試補は日本聖公會祈禱書の規定に従ひ早晚禱、嘆願、病者訪問式埋葬式、洗禮志願式を司ることを得べし

第八條 傳道師、傳道師試補は監督の定めたる長老の指揮を受け勤務の報告を爲すべし

第九條 婦人傳道師又は傳道師試補を任用する資格及手續は第一條第二條第五條の例に準ず

第十條 婦人傳道師、傳道師試補は監督の定めたる管理者の指揮を受け婦人小兒の間に勤務すべし

婦人伝道師が伝道師（男性）と異なるのは、早晚禱や嘆願、病者訪問式等の礼拝の司式をすることは許されていないこと、女性と子供を対象として職務を行うことなどである。婦人伝道師は、第九条と第五条によれば「仮牧師」となることもできたようである。後に廃止される「伝道師試補」は、婦人伝道師と同じく女性と子供に職務の対象が限定されているが、第六条と第七条においては、未信徒に伝道することや早晚禱などの礼拝の司式をすることが認められており、職務の領域は婦人伝道師より広い。またこの法規には後に婦人伝道師の条件となる「独身」「寡婦」「夫のないこと」という言葉は

ない。

男性の奉仕職とはさまざまな違いがあるものの、女性の奉仕職についての条項が日本聖公会組織成立の初期の時代から法規に含まれているのは、当時諸外国の伝道団体から多くの女性宣教師が来日して伝道活動や教育活動に携わっていたことと関係していると考えられる。元田作之進著の『日本聖公会史』⁽¹⁸⁾の巻末には、「日本聖公会に働かるる婦人宣教師」として1883年（明治16年）から1909年（明治42年）までに英国、米国、カナダの伝道団体から派遣されて日本各地で活動した女性宣教師の名前が記されているが、その数は合計は107名である。同じ巻末に「日本聖公会の聖職となれる外國宣教師」として男性聖職である宣教師の名前が同様に記されており、その合計は71名である。この数字をそのまま信じるとすれば、男性をかなり上回る数の女性の宣教師が日本伝道のために海外からやってきて活動していたことになる。

（但し、在日期間の長短は不明である。）明治時代後期には、東京、大阪、名古屋（後に芦屋に移転）、仙台、京都などで小規模の女子神学校が設立されて、そのいくつかは女性の宣教師が校長となっている⁽¹⁹⁾。このように女性の奉仕職の教育と養成が宣教師主導ですすめられ、法規に位置づけられるよりも先に婦人伝道師と同様の職務についていた日本人女性も多く存在したと考えられる。1902年（明治35年）の統計には婦人伝道師（日本人のみ）は全国で73名とあり、その前年には71名と記されている⁽²⁰⁾。

女性への神学教育が行われるようになったにも関わらず、大正時代後期に至っても婦人伝道師に係わる法規に大きな変化は見られない。仮牧師となる者が伝道師（男性）に限定されたので、むしろその職務の幅は狭められたと言えるかもしれない。1923年（大正12年）に前述した女執事制度が制定されるのであるが、それによって初めて女性の奉仕職の規定に「独身」という条件が入ってくるのである。しかも、職務の領域と対象も広がるどころか、時が経つにつれてさらに狭められ、固定化されてきた感さえある。

1950年（昭和25年）の第23総会後の日本聖公会法規 第五章 女執事及び婦人伝道師の中の婦人伝道師に係わる条項は以下のとおり。

第五十四條 婦人伝道師たるものは年齢二十二歳以上の婦人で夫を有たな

いものでなければならない

其志願の條件、手続及び取扱に関しては第卅六および第四十三條を準用する

第五十五條 婦人伝道師の職務は第五十三條の規定に準ずる

第五十六條 女執事又は婦人伝道師が他の教区へ転籍する場合には第卅二條及び第卅三條を準用する

明治時代の法規と比較すると年齢の規定は二十歳以上であったのが、二十二歳以上に引き上げられ、以前にはなかった「夫をもたないもの」という条件がつけられている。志願の手続き等は聖職候補生と同様の方法（第36条）がとられ、伝道師と同様の試験の後、伝道師認可式を行う（第43条）ことになっている。そして、婦人伝道師の職務については女執事の職務と同様で、司祭を補佐して女性と子供を教え慈善のこゝとを取り扱い教会の礼拝用具に関する務めを行う（第53条）ことになっている。この法規では、伝道師（男性）の年齢規定は婦人伝道師と同じく二十二歳以上であるが、「伝道師が結婚しようとするときは管理の司祭を経て教区主教の認許を受けなければならない」（第四章 第四十六條）とあり、結婚を理由に職務を中断されることはない。

1968年（昭和43年）の第29総会において、牧師の管理のもとに礼拝の補佐にあたる「信徒奉事者」の規定が法規に加えられたが、その資格は「令聞ある男子成年」に限定されており、女性が礼拝の補佐をすることは考えられていなかったようである。⁽²¹⁾

婦人伝道師は、女執事制度の廃止の時と同じ1977年の法規改正で、男性と同じように伝道師として位置づけられることになった。そして執事志願をする道も開かれたのだが、婦人伝道師から伝道師、執事への道を歩んだのは、前述した渋川良子さん1名だった。現在では男女共伝道師として職務についている人、また志願する人の数は非常に少なくなっている。既に、認可を受けなくとも早晚禱などの礼拝の司式は一般信徒（男女共）も行うことができるようになっており、以前は多くの子供たちを抱えていた日曜学校も激減し

ていることなどで伝道師の必要性が不明確になったためかもしれない。

(3) 被選挙権に関する規定と総会代議員の男女比について

奉仕職の職制に係わる法規の改正の決議等を行ってきた日本聖公会総会の構成員について言及しておきたい。総会は、各教区の主教議員（現在11名）と各教区から選挙によって選ばれた聖職代議員と信徒代議員（現在の法規では各2名ずつ）で組織されている。総会の信徒代議員は、各教区の教区会信徒代議員によって選出されることになっている。日本聖公会組織成立の初期の頃から1920年までは、この教区会信徒代議員にあたる地方会信徒代議員の被選挙権と各個教会の教会委員の被選挙権は女性には与えられていなかったのである。

1907年（明治40年）聖公会略暦の法規では被選挙権についての以下の条項がある。

第八章 教會委員

第一條 教會の受聖餐者は毎年十二月傳道師又は傳道師試補に非ざる丁年男受聖餐者より翌年度委員三名乃至五名を選擧すべし

第九章 地方會

第四條 信徒代議員は地方部内各教會に於て受聖餐者の投票をもって傳道師又は傳道師試補に非ざる丁年男受聖餐者中より選擧する者とす

教会委員会および教区会（地方会）において、女性信徒も婦人伝道師も女執事も、議決権、被選挙権のいづれも与えられてはいなかったのである。総会信徒代議員の選挙規定の中には「男」に限定する言葉はないが、それはその必要もないほど女性が選ばれる可能性がなかったことを示唆している。

男性に限定されていたこの規定は、女執事制度導入を決定したのと同じ1920年（大正9年）第13総会において改正された。

第13総会議決録 決議第拾八號 教會委員地方會議員選舉法改正ノ件
現行法規第八章第一條及第九章第四條ノ「男」ノ字を削り第八章第一條末項ノ「男受聖餐者ヲ以って云々」ヲ削ルコト

その後、教会委員や教区会にどの程度女性の委員や代議員が選出されたのかは定かではないが、日本聖公会総会の構成員は以前として男性のみの状態が続いた。本章で取り上げた法規を総会で審議し決議、あるいは決議延期を決定したのはすべて男性議員である。

女性が聖職代議員及び信徒代議員として初めて総会に出席したのは1992年の第45総会で、55名の構成員中女性は4名であった。女性聖職に関連した議案が総会に初めて提出されてから約6年後のことである。女性の司祭按手実現を決議した1998年第51総会でも女性の代議員は55名中5名、約9%である。女性信徒が全体の6割を占める教会の最高決定機関（総会）に、女性の声が届きにくい状況は現在も続いているのである。

3. 女性の奉仕職の職務の限定と女性差別

日本聖公合法憲法規は、日本聖公会という信仰共同体に属する者が守らねばならないいわば法律のようなものである。第一総会の法規の時から、聖職がこの法憲法規に違反したり日本聖公会の教理にそむいたりした場合の懲戒規定が定められている。⁽²²⁾後に、聖職だけではなく信徒の奉仕職である伝道師、女執事、婦人伝道師に対しても懲戒規定が適用されるようになった。そのように法憲法規や教理を厳しく守っていくことによって、一つの教団としての日本聖公会の組織と職制は保たれてきたと言える。

前章で、女性の奉仕職が法規においてどのように職務を限定されてきたかをみてきた。婦人伝道師も女執事も、職務の対象は女性と子供に限定され、男性に教えることは許されず、男性の伝道師に許されていた礼拝の執行も彼女たちには長い間許されなかった。礼拝用具の務めだけが許された「聖なる務め」であった。なおかつ、独身が条件とされ結婚すればやめなくてはならなかった。婦人伝道師はどんなに長く教会で働こうとも、どんなに強い召命感を持とうとも聖職への道は全く閉ざされていた。その召命を口にすることは教会ではタブーであった。男性にとっては伝道師の職務は聖職となるため

の道筋の一部であった場合が多い。3年間聖職候補生となってから伝道に従事し、一年後には執事試験を受けることができ、執事接手を受けて一年後には司祭試験を受ける資格が与えられていたからである。⁽²³⁾そして勿論、独身を条件とする規定はない。一方、婦人伝道師は結婚で退職するか、一生独身で婦人伝道師のまま教会に献身するしかなかったのである。

どうして性別によってこのような職制の違いがあるのか。なぜ女性は聖別された場所での職務からはずされたのか。このような問いはおそらくかつては教会においては口にしてはならない事柄だったに違いない。法規に定められている事柄に対してなぜ?と問うことなく従順に謙遜に従うことが聖公会員として「あたりまえ」であった時代が長かった。そして教会における「あたりまえ」を決定していたのは男性であった。女性たちもその決定を男性たちの手に委ねてその「あたりまえ」を受け入れてきた。しかし、女性の司祭接手の問題を契機としてこの「あたりまえ」を問い直す歴史がようやく始まったのである。

女性の奉仕職の職務の限定の理由を聖書に見出すのはたやすい。「女の頭は男」⁽²⁴⁾、「婦人たちは、教会では黙っていなさい。婦人たちには語ることが許されていません。律法も言っているように、婦人たちは従う者でありなさい」⁽²⁵⁾、「婦人は静かに、全く従順に学ぶべきです。婦人が教えたり、男の上には立ったりするのをわたしは許しません」⁽²⁶⁾。これらの聖書の言葉が現実の教会に今なお大きな影響を及ぼしているのは事実である。しかし、さらにそれぞれの時代の日本の文化的背景や社会的影響、諸外国の聖公会の影響等々も検討しなくてはならない。女性の奉仕職の実際的な働きの歴史もまだわからない部分が多い。ここで結論づけることはできないが、この女性の奉仕職と職制の歴史になぜ?と問いつづけるところに教会における女性差別の源が見出されるであろうと考える。

註

- (1) 日本聖公会第51定期総会決議録、 270～275頁
- (2) 「奉仕職」は、Ministry の訳語で、聖職（主教、司祭、執事）を意味する言葉として用いられる場合もあるが、本稿では奉仕の職務を担う信徒職および聖職を意味する言葉として用いる。「叙任の奉仕職」とは、通常聖職のことをいう。
- (3) 日本聖公会における聖職の名称、表記方法は時代によって異なっている。現在の「主教、司祭、執事」は組織成立の数年後から「監督（エピスコポ）、長老（プレスビテロ）、執事（デアコノ）」と表示されていた。1947年の総会で現在の名称に改称されている。本稿の文章中では現在の名称を用いるが、引用文においては原文どおり表示する。
- (4) 元田作之進著『老監督ウイリアムス』1914年（大正3年）京都地方部故ウイリアムス監督記念実行委員事務所発行、269～279頁
- (5) 聖職を叙任する場合には、主教は祈禱書に従って志願者の頭の上に手を置く（按手する）聖職按手式を執り行う。
- (6) 日本聖公会歴史編纂委員会編『日本聖公会百年史』1959年（昭和34年）日本聖公会教務院発行、215～216頁
- (7) 「會師」は長老または牧師をさす。
- (8) 註(4)上掲書、275頁
- (9) 「任命式」には「牧師任命式」と呼ばれる儀式があるが、これはすでに司祭等の職位にある者が特定の教会の牧師として任命される場合に行われる。女執事任命式は女執事の職に「任ずる」ための式であり、独自の意味をもつ任命式であると考えられる。
- (10) 1959年改定版 日本聖公会祈禱書 聖公会出版、647頁
- (11) 註(10)上掲書、645～646頁
- (12) マタイによる福音書第28章1～10節、ルカによる福音書第24章1～12節、ヨハネによる福音書第20章1～18節
- (13) フィリピの信徒への手紙第4章3節
- (14) ローマの信徒への手紙第16章1～2節
- (15) Emily.C.Hewitt and Suzanne.R.Hiatt, Women Priest : Yes or No ? 1973（邦訳書『女性司祭 Yes か No か？』岩井梅代訳、竹内謙太郎監修 1995年 女性が教会を考える会発行）72頁
- (16) 『1968年ランバース会議一決議および報告』日本聖公会教務院編 1969年 聖公会出版、33頁、128頁
- (17) この件については、その理由も含めて今後も調査、研究していきたい。

- ⑱ 元田作之進著『日本聖公會史』 1910年(明治43年) 普公社 付録7～17頁
- ⑲ 註⑱上掲書 211～216頁
- ⑳ 註⑱上掲書 付録 「日本聖公会過去10年間統計概表」 2頁
- ㉑ 浦地洪一「信徒奉事者の任務について考える—法規に見る信徒奉仕職について」 聖公会ウイリアムス神学館紀要『ヴィア・メディア』創刊号 1996年
ウイリアムス神学館発行、20頁
- ㉒ 註④上掲書 277～278頁
- ㉓ 1909年の法規の聖職試験に係わる規定は、そのようになっている。現在の法規では、通常3年以上聖職候補生であって、6ヵ月以上教区主教が指定した司祭の指導のもとで職務につけば執事志願できることになっている。
- ㉔ コリントの信徒への手紙一 第11章3節
- ㉕ コリントの信徒への手紙一 第14章34節
- ㉖ テモテへの手紙一 第2章11～12節